

## 公益社団法人三重県観光連盟役員の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三重県観光連盟（以下「この法人」という。）定款第26条の規定に基づき、この法人の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員の報酬は、常勤役員にあっては月額報酬及び賞与とし、会員以外から選任された非常勤の監事にあっては年額報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず役員兼務の事務局長にあっては報酬を支給せず、職員として公益社団法人三重県観光連盟職員の給与及び旅費支給規程に基づく給与を支給するものとする。

3 第1項に定める報酬のほか、常勤役員には、月額で通勤手当を支給することができる。

4 役員には、退職手当を支給しない。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する常勤役員の報酬は、事業年度ごと1名につき別表に定める総額を上限とし、非常勤の監事の報酬は1名につき別表に定める額を上限とする。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第4条 常勤役員の月額報酬及び賞与は、別表に定める総額の範囲内において理事会で決定する。

2 新たに常勤役員に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。

3 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。

4 常勤役員が死亡により退職した場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。

5 常勤役員の月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(非常勤の監事の報酬支給方法)

第5条 非常勤の監事の報酬として支給する非常勤役員手当については、通常総会終了後とする。

(通勤手当の算定方法)

第6条 通勤手当の月額は、職員の例による。

(費用弁償の種類及び金額)

第7条 役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として三重県職員に支給される旅費の例により算定した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が職務により理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費を支給する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人三重県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

別表（第3条関係）

役員区分	事業年度ごとの報酬総額
常勤役員	700万円
非常勤の監事	15万円